

令和7年度

元町駅前公共空間再整備に係る基本計画検討業務

公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年8月

神戸市

I 業務概要

1. 背景と目的

神戸市では、目指すべき都心の将来像として、平成 27 年 9 月に「神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]」及び「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定した。また、JR 元町駅周辺においては、JR 西日本により JR 元町駅東口のバリアフリー化が検討されるとともに、今後、元町やウォーターフロント等への来訪需要の増加が期待される。

本業務では、JR 元町駅前の公共空間について、過年度成果や本業務による地元ワークショップの結果、鉄道事業者の方針等を踏まえ、道路線形や歩行者空間デザインの方向性等の整備の方針を取りまとめた基本計画の策定を行うことを目的とする。

2. 業務名

元町駅前公共空間再整備に係る基本計画検討業務

3. 業務内容

別添「元町駅前公共空間再整備に係る基本計画検討業務特記仕様書」による。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、ワークショップの開催状況、業務の検討状況等に応じて、必要な手続きを行った上で、委託期間を延長する場合がある。

5. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、委託料のうち 10 分の 3 以内の額について前金払をすることができる。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

6. 選定方法

元町駅前公共空間再整備に係る基本計画検討業務委託事業者選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

選定された提案者には通知書を発送し、選定されなかった者にはその旨を記載した書面を発送する。

7. 提案上限額

25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

8. その他

本契約の履行結果が良好な場合、本契約に直接関係する以下の業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがあるものとする。ただし、予算措置が必要なことから業務の継続委託を確約するものではない。

- ・令和8年度以降に発注が予定される元町駅前公共空間再整備に係る基本計画の深度化に向けた業務

Ⅱ 応募要領

1. 参加企業の全体構成

(1) 参加企業の定義

神戸市の求める事業を遂行することができる能力、資力、信用及び実績を有する単独の企業もしくは、それらを有する複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 共同企業体の参加における条件

- ①参加企業が共同企業体の場合は、参加意向表明書に関する提出書類の提出時に構成企業について明らかにすることとする。
- ②構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、神戸市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。
- ③構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加意向表明書等にて明らかにすること。
- ④代表企業及び共同企業体の代表者は、参加手続きや契約協議等、神戸市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- ⑤構成企業は、他の共同企業体の構成企業にはなることができないものとする。ただし、契約締結後に他の共同企業体の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、神戸市の承諾を得るものとする。

2. 参加資格要件

参加企業（共同企業体の場合は全ての構成企業）は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 参加資格要件

- ①代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ③本市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- ⑥参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている団体でないこと。
- ⑦別紙特記仕様書の趣旨を理解し、本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行う能力を有していること。

3. 参加資格の審査

(1) 本プロポーザルへ参加を表明しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出しなければならない。

- ・参加意向表明書【様式 1-1】
- ・公募型プロポーザル参加資格確認書【様式 1-2】

- ・共同企業体認定申請書【様式 4-1】（※共同企業体の場合のみ）
- （2）提出期限までに参加意向表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、本プロポーザルに参加することができない。

4. 提案の手続き等

（1）担当部局

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）
 神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 担当：上山、白樫
 T E L 078-984-0247, 078-984-0245（直通） F A X 078-222-1605
 E-MA I L motomachi-saiseibi@city.kobe.lg.jp

（2）事業者選定までのスケジュール

①全体スケジュール

内容	期日等
実施要領等の交付	令和7年8月21日（木）～
質問書の受付	令和7年8月21日（木）～令和7年9月4日（木）15時まで
質問書への回答	令和7年9月10日（水）
参加意向表明書の受付	令和7年8月21日（木）～令和7年9月18日（木）15時まで
提案書類の受付	令和7年8月21日（木）～令和7年10月6日（月）15時まで
選定委員会開催日	令和7年11月10日（月）
選定結果の通知・契約の締結	令和7年11月中旬～下旬

②実施要領等の交付期間

交付期間：令和7年8月21日（木）～
 本市ホームページよりダウンロードすること
[【https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/2025motomatikoubo.html】](https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/2025motomatikoubo.html)

③過年度関係資料提供の受付

過年度の関係資料が必要な場合には次の書類の提出により、電子メールにて提供する。
 受付期間：令和7年8月21日（木）～令和7年9月4日（木）15時まで
 提出書類：ア 資料借用申請兼誓約書【様式 1-3】
 提出方法：電子メールによる（motomachi-saiseibi@city.kobe.lg.jp）

④質問書の受付、回答期日

受付期間：令和7年8月21日（木）～令和7年9月4日（木）15時まで
 提出書類：ア 質問回答書【様式 5】
 提出方法：電子メールによる（motomachi-saiseibi@city.kobe.lg.jp）
 回答期日：令和7年9月10日（水）

※後日、質問内容を取りまとめの上、参加意向表明者全員に対して電子メールにて回答、及び本市ホームページで公表する。

⑤参加意向表明書の受付

提出期限：令和7年8月21日（木）～令和7年9月18日（木）15時まで

提出書類：ア 参加意向表明書【様式1-1】

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書【様式1-2】

ウ 共同企業体認定申請書【様式4-1】（※共同企業体の場合のみ）

提出方法：電子メールによる（motomachi-saiseibi@city.kobe.lg.jp）

⑥提案書類の受付

提出期限：令和7年8月21日（木）～令和7年10月6日（月）15時まで

提出場所：（1）に同じ

提出書類：ア 企画提案書表紙【様式2】

イ 業務経歴（会社概要）【様式3-1】

ウ 担当者の業務実績（同種・類似業務の実績等）【様式3-2】

エ 企画提案書（本要領及び特記仕様書に基づくもの）【任意様式】

企画提案書には下記を含むものとする。

・業務実施方針

次の4つのテーマに沿って考え方をまとめること。

①元町駅及びその周辺エリアの特性や課題

②元町駅及びその周辺エリアが果たすべき役割及び元町駅前公共空間の備えるべき機能等の今後のあるべき姿

③元町駅前公共空間の概略再整備案（機能配置、デザイン等）

④元町駅前公共空間の整備に向けて必要な手続き等の長期的な道筋及びより良い整備とするための工夫

・工程計画

・業務実施体制（配置担当者の業務内容等）

※本要領及び仕様書に基づき、業務の内容について具体的に提案すること。また、評価表に基づき採点するため、評価項目に沿った提案とすること。

※A4サイズ、カラー・モノクロ指定なし、各テーマ1ページ程度とする。

※文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

※必要に応じて、文章を補足するための概念図、構成図、平面図、イラスト等は可とするが、具体的な設計図やこれに類するパース等、詳細な書き込みは不可とする。なお、条件に適合しないと判断した場合は、評価の引き下げや失格となる。

（参考）国土交通省大臣官房営繕部 技術提案における視覚的表現の取り扱いについて

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001583743.pdf>

オ 見積書・積算根拠【任意様式】

カ 共同企業体協定書【様式4-2】（※共同企業体の場合のみ）

キ 辞退届【様式6】（※辞退する場合）

提出方法：持参、または郵送による。郵送の場合は、一般書留及び簡易書留に限り、期日までの消印有効とする。

提出部数：【提案を行う場合】ア、エ：正本1部、副本8部、データ（CD-R等）

イ、ウ、オ（、カ）：1部

※副本に附する企画提案書表紙については、【応募者】以下を空欄とすること。

【辞退する場合】キ：1部

⑦選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

開催日：令和7年11月10日（月）

詳細な時間及び場所については、別途通知する。

⑧選定に関する事項

（1）選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		評価の視点	配点
企画提案	①	元町駅及びその周辺エリアの特性や課題を正しく把握しているか。	10
	②	元町駅及びその周辺エリアが果たすべき役割及び元町駅前公共空間の備えるべき機能等の今後のあるべき姿が当該エリアの魅力向上と発展に寄与するものとなっているか。	20
	③	元町駅前公共空間の概略再整備案（機能配置、デザイン等）が①及び②を踏まえた上で、元町駅及びその周辺エリア全体の課題解決や魅力向上に資する提案となっているか。	30
	④	元町駅前公共空間の整備に向けて必要な手続き等の長期的な道筋及びより良い整備とするための工夫が示されているか。	10
独自提案	⑤	提案に特に優れた点、又は仕様書に付加するべき点があるか。	5
業務遂行力・実績	⑥	同種業務の実績があり、担当者の人員配置や業務実績を含め、事業実施のために十分な体制が構築されているか。	10
価格	⑦	提案上限額を下回り、業務遂行が十分可能な金額となっているか。	5
地元企業	⑧	地元企業（市内に本店を有する企業）もしくは準地元企業（支店等が市内にある企業）が構成企業に含まれているか。	10

（2）選定方法

- ・本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね5社とする。
- ・書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知した上で、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ・プレゼンテーションの資料については、企画提案書を基にすること。企画提案書から新たに資料を作成・追加することは認めない。
- ・選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行い、各選定委員の評価点数の合計点により順位を決定する。
- ・評価を行った結果同点となった場合、企画提案（①～④）の合計得点が高い者を上位とする。
- ・最も評価が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が50点に満たない場合は、最低基準に満た

していないとして、該当者なしとする。

- ・本プロポーザルは、本業務に対する考え方や実施体制等に関する提案書の提出を受け、当該業務に適した者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではない。そのため、委託先に決定した場合でも、必ずしも「提案書」の提案内容に沿った計画が行われるものではない。

⑨失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑩選定結果

選定結果は、令和7年11月中旬に全ての提案者に書面で通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、提案者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。

⑪契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・選定された候補者が辞退、その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうち、選定委員会の結果における上位の者から順に契約に向けての協議を行うものとする。

5. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ・全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本プロポーザルへの参加は無効とする。
- ・提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 (三宮ビル東館6階)

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：上山、白樫

TEL 078-984-0247, 078-984-0245 (直通)

FAX 078-222-1605

E-MAIL motomachi-saiseibi@city.kobe.lg.jp